

助成金10万円に引上げ

住宅リフォーム助成、今年も実施

鈴鹿市の住宅リフォーム助成事業が、昨年度に引き続き今年度も行なわれることになりました。昨年度は助成額の上限を「5万円」と抑えたため、市民や業者に評判が悪くて、何度か募集を延長しても、予算3000万円を1200万円も残すという結果に終わりました。今回はその反省に立って、助成額を近隣市なみの「工事費の10%、上限10万円」と改めました。

共産党市議団は、昨年6月議会で市民の応募が低調なことを指摘し、助成金引き上げを求めました。さらに10月には、二次募集でも予定の3割ほどしか応募がないことから、緊急に助成条件を改善するように、末松市長に直に申し入れもしました。しかし、市は改善をしないまま年度末を迎え、予算を4割も余らせる結果となったのです。

「抽選」などはせず、希望者みんなを対象に

やっと新年度予算で全国平均なみに改善がされましたが、予算額は1500万円（150件）、応募が上回った場合は「抽選」にするとの説明。同じ工事をしたのに、助成が受けられる市民と受けられない市民が出るという不公平な扱いに、産業建設委員会で意見が続出。委員会の意見として、抽選は行わず、応募多数の場合には補正予算で対応すべきだ、ということで一致しました。本会議でも確認されましたので、執行部はこの方向で事業を修正することが求められます。

今年リフォームを予定されている方、考えている方は、まず5月末までにはがきで応募することが必要です。工事は6月から12月までの間に完成すること、市内業者に限る、などの条件がありますので、市の広報や業者さんの情報などをよく見てください。

鈴鹿市の学童保育は「公設民営」で

3月7日の市議会本会議一般質問で、私は学童保育の充実についてただしました。鈴鹿市の学童保育は1991年に「公設民営」で行なうことを、当時の衣斐市長が議会答弁したことが始まりです。93年に桜島小の「ももたろう」、94年に石薬師小の「金太郎」が、市が土地建物を提供し父母や地域で運営する方式で新築され、次々に各地に設置が進みました。

ところが、その後に「民設民営」方式でも施設ができるようになり、市は補助金を出すだけで、設置への市の責任があいまいになってきました。今年の3月、鈴西小の学童保育が、借りていた自治会の集会所を使えなくなり、次の場所探しに奔走するということがあり、不安定な「民設民営」の問題点が表面化しました。

子育て支援課と教育委員会・学校が協力して

私は、改めて鈴鹿市の学童保育の基本は「公設民営」で行なうことを原則にし、いま「民設」の所も「公設」に切り替えていくこと、新たに作る時は最初から市が土地と建物に責任を負うことを求めました。民設から公設への移行を進めていくとの答弁がありました。

また、学童保育の担当は子育て支援課となっていますが、学校や教育委員会がもっと積極的に関与し、協力し合う必要があります。学校の敷地内や施設内、隣接地に学童保育が出来ないか、など具体的に協議することなどを教育長に求めました。子どもが学校にいる時間は年間1140時間、学童保育にいる時間は1650時間という調査結果もあり、子どもたちにとって学校と同じだけ大切な場所となっている学童保育を、もっと重視していくことが求められています。

公共性のある道路・水路工事の「地元負担」なくして

鈴鹿市は道路や水路整備のさいに「地元負担」がかかります。道路（幅員5.5m未満）、水路（断面0.5m未満）の工事費の1割となっています。また、農道や農業用水路では3割負担となっています。私は3月議会一般質問で、道路や水路で公共性の大きいものは、地元負担はなくすべきだと提案しまし

た。道路が出来れば、道路に面した人だけでなく多くの人を通ります。また水路も大雨が降ればあちこちから水が流れてきます。つまり「受益者」が特定できないものなのに、特定の人に負担を求めるのはおかしいと思います。

災害復旧では「受益者」ではなく「被災者」だ

答弁では、土木部で行なう道路水路の工事は、地元負担はなくしていく（ただし、用地提供は今後もお願いします）と答えがありました。農業用の道水路については、現状でお願いしたいとの答えでした。

また、昨年台風被害のような災害の復旧工事については、農家の負担を求めずゼロにすべきだと提案しました。農家は災害の「被災者」であって「受益者」ではないし、原形に復旧する工事では新たな受益も発生しないというのが、私の主張のポイントです。

いま農家は、もうかる作物がない、後継者や担い手がいない、耕作放棄地が広がるなど、きびしい状況が続いています。公共的な道路水路の工事や災害復旧の地元負担を軽くすることは、間接的な農業支援になるという見方で考えていくべきです。

新名神高速の建設工事が本格的に

新名神・鈴鹿亀山工事区8.4キロの事業が、今年からいよいよ本格的に進んでいきます。鈴鹿のいちばん西部、大久保町～山本町～小社町～小岐須町を通り、御幣川から南は長さ4キロの「野登トンネル」で亀山西ジャンクションに抜けます。椿小学校の北には、「鈴鹿パーキングエリア」と「スマートインターチェンジ」が設置される予定です。四日市JCT～亀山JCT間の完成予定は平成30年度、いまから5年後に開通する見通しです。この区間27.8キロの工事費用は総額3,255億円、1m当りにすると1,171万円という莫大な事業になります。

工事はトンネルから始まり、トンネルを掘り進めて出る土砂を使って道路を作っていく方法です。道路敷地を通して土砂を運ぶので、一般道路は使わないということでしたが、実際は亀山側から出た土も鈴鹿側に運ぶことになっていて、これから3年間、1日40台のダンプカーが6往復するとのこと。フラワー道路から名阪鈴鹿IC前を、毎日のべ480台のダンプが通るとどうなるか、安全対策などは大丈夫か、心配になります。

ずいそう



国民が権力をしぼる憲法

4月7日、設立8周年を迎えた「9条の会すずか」の総会に、憲法学者の森英樹氏を招いて、改めて日本国憲法を勉強する機会があった。森先生は、現行憲法と自民党の「憲法改正草案」を対比しながら、現行憲法のすぐれた内容とともに安倍政権による「改憲」の危険性を、分かりやすく述べられた。

昨年4月に出された自民党「草案」は、これを自民党の選挙公約として、総選挙で民主党に勝って政権についたことで、いっきに現実味をおびてきた。衆議院では自民党に加えてさらに右寄りの維新の会、みんなの党を合わせると、改憲の議決要件・3分の2を超える勢力が出来たのである。

自民党の改憲草案は、国家権力が国民をしぼる

自民党「草案」は、現行憲法の格調高い「前文」をすべて書き変えて、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」に始まり、「よき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」で締めくくる。まるで戦前と同じ頭の構造そのものである。侵略戦争への反省も、主権在民の原理も、世界の人々と共に平和的に生存する権利も、全否定。「わが国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占め」などと、大国主義、自己中心主義がブンブンにおう悪文である。「われらは、平和を愛し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と、高らかにかつ謙虚に宣言した現行憲法と対比すれば、どちらが世界から信頼を得られるかは一目瞭然である。

自民党「草案」は、近代憲法の原則である「国民が権力をしぼる」という前提を放棄し、「全て国民はこの憲法を尊重しなければならない」という規定を新設して「権力が国民をしぼる」ものに逆立ちさせたものである。

当面、安倍政権が目指すのは「9条」の変質である。「戦争の放棄」を「安全保障」に変え、「国防軍」の保持を明記する規定を入れることに執念をもやしている。一方9条を守る側も、この自民党草案全体が示す復古的な国家観の中に9条変質があることを銘記してかかるべきだと思う。